

No 5 看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p><u>令和2年度</u>看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～5条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>令和2年</u>4月1日から<u>令和3年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>令和3年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>補助対象事業の実施中又は終了後に、高知県外への転出や退職等により</u>、第3条第2号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) 補助<u>対象</u>事業終了後、第3条第3項第4号の要件を満たした場合には、事業完了報告書(別紙8)を提出すること。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。<u>ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに理事長に提出しなければならない。</u></p>	<p>平成31年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～5条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成31年</u>4月1日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>補助事業終了後</u>、第3条第3号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) 補助事業終了後、第3条第3項第4号の要件を満たした場合には、事業完了報告書(別紙8)を提出すること。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>2～4 (略)</p> <p>第10～11条 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この要綱は、令和2年 月 日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和2年度補助額は、令和2年9月を目途に決定する。</u> <u>9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</u></p> <p>(別表) (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第10～11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(別表) (略)</p>